

吸収分割に係る事後開示書類

2023年10月13日

株式会社スプリックス  
株式会社湘南ゼミナール

2023年10月13日

## 吸収分割に係る事後開示書類

新潟県長岡市東坂之上町二丁目2番地1  
株式会社スプリックス  
代表取締役 常石 博之

神奈川県横浜市西区高島二丁目6番32号  
株式会社湘南ゼミナール  
代表取締役 中嶋 歩

株式会社湘南ゼミナール（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社スプリックス（以下「承継会社」といいます。）は、2023年8月28日付で締結した吸収分割契約に基づき2023年10月1日を効力発生日として、分割会社の有する権利義務の一部を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び第801条第2項並びに会社法施行規則第189条及び会社法施行規則第201条の規定により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号及び第201条第1号）

2023年10月1日

2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は簡易分割であり、該当事項はありません。

（2）会社法第785条、第787条及び第799条の規定による手続の経過

・ 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

本吸収分割は簡易分割であり、株主は買取請求を行うことはできません。

・ 新株予約権買取請求（会社法第787条）

該当する新株予約権はございません。

・ 債権者の異議（会社法第789条）

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年8月28日付

で、本吸収分割をする旨、承継会社の商号及び住所、分割会社及び承継会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨を、官報及び日刊工業新聞にて公告を行いました。が、所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第3号及び第201条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は簡易分割であり、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

・ 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

本吸収分割は簡易分割であり、株主は買取請求を行うことはできません。

・ 債権者の異議（会社法第799条）

承継会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年8月28日付で、本吸収分割をする旨、分割会社の商号及び住所、分割会社及び承継会社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べる旨を、官報公告及び電子公告にて公告を行いました。が、所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号及び第201条第4号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2023年10月1日をもって、分割会社から分割会社とその営む森塾事業に関して有する権利義務を承継致しました。承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額は、それぞれ833百万円、620百万円（2022年9月末時点）です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号及び第201条第5号）

2023年10月12日

6. 上記に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号及び第201条第6号）

該当事項は特にありません。

以上